

第 97 回労災保険部会 特別加入制度に係る主なご意見
(令和 3 年 5 月 14 日開催)

● : 対団体 ○ : 対事務局 ◎ : 対団体・対事務局

<労働者代表委員の意見>

- 災害防止措置は本来企業が行うことだが、特別加入制度では特別加入団体が行うこととなる。どのように実施していくか。
- 自転車配達員について、保険料負担は請負契約の中で安全経費として上乗せして、配達員が実質的に負担しなくてもよい仕組みにする考え方もあるのではないか。
- 会員企業以外の企業と契約している自転車配達員であっても、今回団体が設立しようとしている特別加入団体を經由して特別加入できるのか。
- IT フリーランスについて、今回特別加入団体となる団体の会員でなくても、その団体を經由して特別加入できるのか。
- ◎ 自転車配達員が事故に遭ったとき、特別加入団体を通じて、プラットフォームがその事実を把握することとなるのか。事故に遭い保険を適用すると警告が出てアカウントが停止されることもあると聞く。労災を申請することで配達員に不利益が生じる仕組みがあると申請しなくなる。セーフティネットのあり方としていかがか。
- 特別加入を広げることによって、正社員が個人事業主化しないようにするために、団体としてどのようなことに取り組んでいくのか。
- 本来雇用契約を結べる者が、安易に個人事業主になることはあってはならない。行政にはしっかりと労働者性を確認してほしい。その上で、パンフレット等により企業にも労働者にも周知をしてほしい。

<使用者代表委員の意見>

- 自転車配達員について、アプリに連絡が入ったら請負契約が始まり、配達を終了したら請負契約が終わるのでは、通勤は存在しないのではないかと。また、各請負の間は休憩時間なのか。個人タクシーの客待ち等は業務中であるが、フードデリバリーはそれと同様ではない。

- 旅客貨物の運送業はもともと事業として安全対策をある程度求められているが、自転車配達員については事業に求められる安全策がないように感じられる。将来的には、災害実態を踏まえ、旅客貨物の運送業と自転車配達員についての料率を別にする必要を検討する必要があるのではないかと。